

平成 29 年度東京都税制調査会  
第 3 回 小委員会

[宿泊税に関する資料]

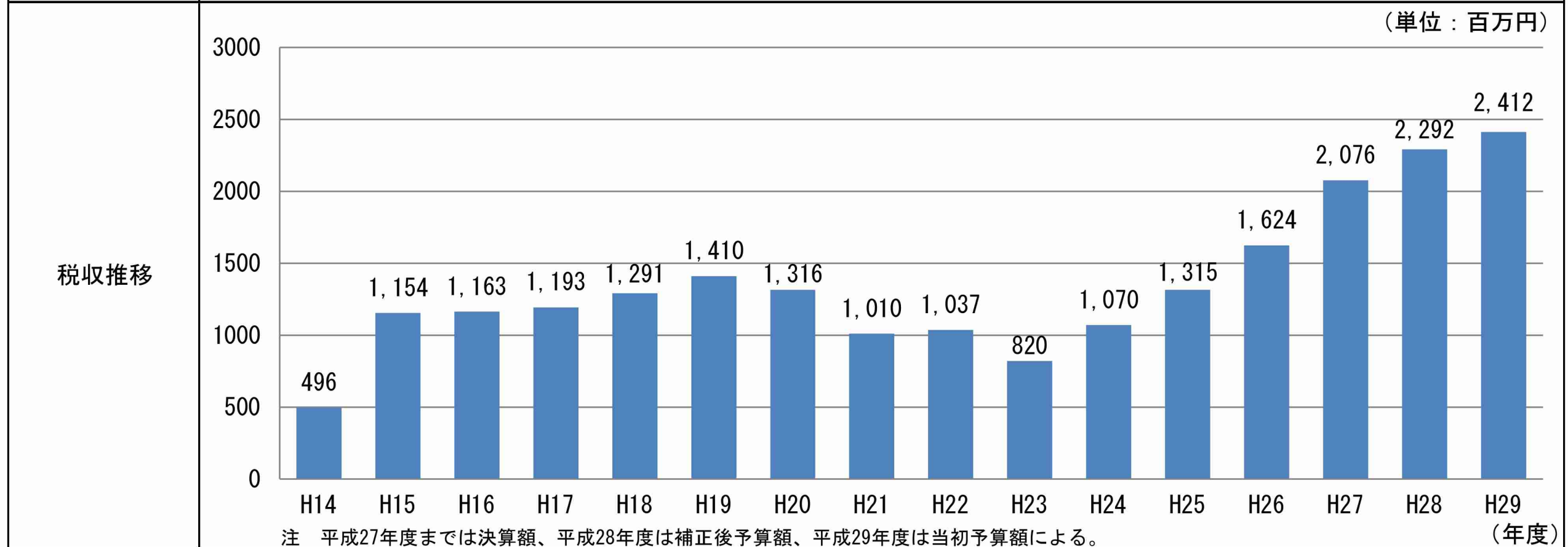
平成 29 年 8 月 24 日

## 「2 宿泊税」 目次

資料名	頁
宿泊税の概要	1
観光産業振興費と宿泊税収の推移	2
税率区分別調定額・課税人員・登録施設数の推移	3
観光振興施策として実施している事業例	4
宿泊税における民泊サービスの取扱に関する他自治体の動向	5
住宅宿泊事業法（平成29年6月16日公布）の概要	6
簡易宿所営業・特区民泊・住宅宿泊事業法（民泊新法）の比較について	7
「新しい地方税源と地方税制を考える研究会」における中間論点整理について	8
全国知事会議「地方税財源の確保・充実等に関する提言」（平成29年7月28日）〈抜粋〉	9

# 宿泊税の概要

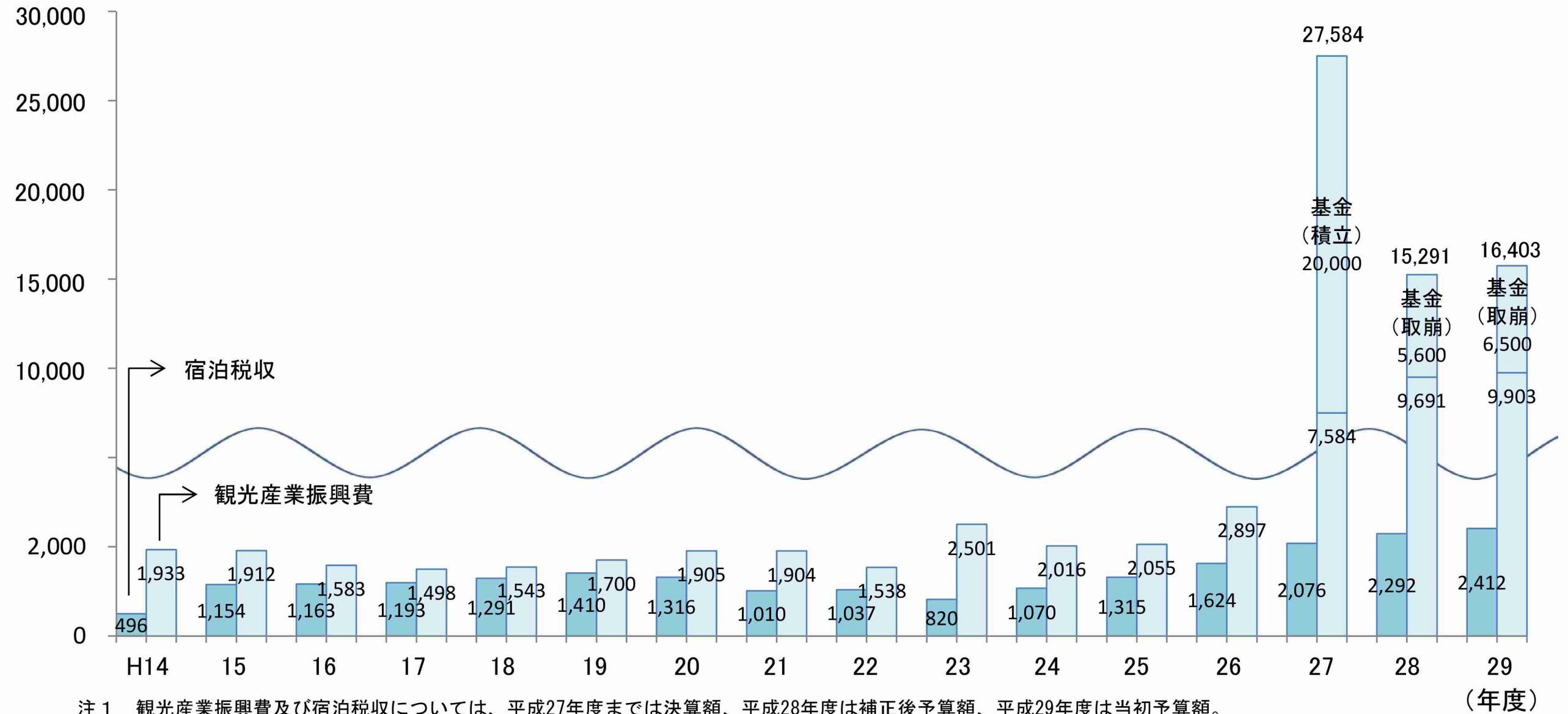
区分	具体的内容
目的等	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、ホテル又は旅館の宿泊者に一定の負担を求める法定外目的税として創設
納税義務者	都内のホテル又は旅館の宿泊者
課税免除	宿泊料金1人1泊 1万円未満の宿泊
税率	宿泊料金1人1泊 1万円以上1万5千円未満の宿泊 …… 100円 宿泊料金1人1泊 1万5千円以上の宿泊 …… 200円
徴収方法	ホテル又は旅館による特別徴収
税収用途	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
実施時期	平成14年10月1日



(参考) 平成28年訪日外国人旅行者数:2,404万人(平成24年:836万人)。平成28年訪都外国人旅行者数:1,310万人(平成24年:556万人)。

# 観光産業振興費と宿泊税込の推移

(百万円)



注1 観光産業振興費及び宿泊税込については、平成27年度までは決算額、平成28年度は補正後予算額、平成29年度は当初予算額。  
 注2 平成27年度以降の観光産業振興費については、平成27年度に創設された東京都おもてなし・観光基金に関連した事業費を含む。

## <参考> 東京都おもてなし・観光基金

平成27年度に、東京を訪れる国内外の旅行者に対する受入環境の充実及びその他観光都市としての東京の発展に資する事業に要する資金に充てるため、「東京都おもてなし・観光基金」を創設。

(単位: 億円)

	平成27年度				平成28年度			平成29年度		
	予算	最終補正積立額	取崩額	最終補正後残高	積立額	取崩額	最終補正後残高	積立額	取崩額	年度末残高
東京都おもてなし・観光基金	200	0	0	200	0	▲ 56	144	0	▲ 65	79

## 税率区分別調定額・課税人員・登録施設数の推移

### ○税率区分別調定額の推移

(単位:百万円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
100円	213	509	507	505	539	575	570	447	446	356	463	571	715	902
200円	283	645	656	688	752	834	745	562	591	464	607	743	909	1,175
計	496	1,154	1,163	1,193	1,291	1,410	1,316	1,010	1,037	819	1,070	1,315	1,624	2,076

### ○税率区分別課税人員の推移

(単位:千人)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
100円	2,131	5,092	5,067	5,050	5,392	5,754	5,702	4,475	4,461	3,558	4,627	5,715	7,148	9,018
200円	1,416	3,223	3,280	3,441	3,758	4,172	3,727	2,814	2,956	2,318	3,036	3,716	4,546	5,874
計	3,547	8,315	8,347	8,490	9,150	9,927	9,430	7,288	7,417	5,876	7,663	9,431	11,694	14,891

### ○施設種別登録施設数の推移

(単位:件)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ホテル	279	286	302	311	331	352	368	348	347	358	364	381	392	407
旅館	45	48	53	58	56	66	73	88	103	104	106	123	151	173
計	324	334	355	369	387	418	441	436	450	462	470	504	543	580

注 施設数は毎年度末現在の登録施設数。課税人員は延べ人員数。端数計算により各税率の調定額(課税人員)を合算したものが計と異なる場合がある。

## 観光振興施策として実施している事業例

### 《平成29年度における実施予定事業の例》

- Wi-Fiやデジタルサイネージなどの利用環境の整備
- 観光事業者に対するインバウンド対応力の向上に係る支援  
(外国語表記の充実、設備の洋式化など)
- 新たな観光案内所の整備・機能強化
- 富裕な旅行者層に対する観光プロモーション
- 宿泊施設のバリアフリー化
- MICE誘致活動の展開  
(MICE受入施設の環境整備 等)

(バスタ新宿内に設置した東京観光情報センター)



## 宿泊税における民泊サービスの取扱いに関する他自治体の動向

	大阪府(平成29年1月導入)	京都市(検討中※2)
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホテル</li> <li>・ 旅館</li> <li>・ 簡易宿所</li> <li>・ 特区民泊※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易宿所を含むすべての宿泊施設を課税対象施設とすることが妥当</li> <li>・ 住宅宿泊事業法(民泊新法)に基づく宿泊施設についても、課税対象とすべき</li> </ul>
税率	宿泊料金1人1泊 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1万円以上1万5千円未満の宿泊…100円</li> <li>・ 1万5千円以上2万円未満の宿泊…200円</li> <li>・ 2万円以上の宿泊…300円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊料金に一定の割合を乗じる方法も考えられる</li> <li>・ 高額な宿泊料金の宿泊客については、その負担能力に見合った負担を求めるべき</li> </ul>
課税免除	宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 免税点を設けるべきではない</li> <li>・ ただし、修学旅行生については課税しないことが妥当</li> <li>・ この他に課税免除の対象を設けるかについては課税の公平性や宿泊業者の事務負担等も考慮して検討</li> </ul>

※1 平成29年7月1日より簡易宿所及び国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊)における宿泊者を納税義務者に追加。

2 平成29年8月7日に京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会から京都市長に答申を手交。

注 京都市「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」資料等より作成。

# 住宅宿泊事業法(平成29年6月16日公布)の概要

訪日外国人旅行者が急増する中、多様化する宿泊ニーズに対応して普及が進む民泊サービスについて、その健全な普及を図るため、事業を実施する場合の一定のルールを定めた「住宅宿泊事業法」が成立

## (1) 住宅宿泊事業に係る届出制度の創設

- ① 住宅宿泊事業※1を営もうとする場合、都道府県知事※2への届出が必要
- ② 年間提供日数の上限は180日
- ③ 条例により、住宅宿泊事業を実施する期間の制限が可能
- ④ 宿泊者の衛生の確保、宿泊者に対する騒音の防止のための説明、苦情への対応等を義務付け
- ⑤ 家主不在型の住宅宿泊事業者に対し、住宅宿泊管理業者に住宅の管理を委託することを義務付け

## (2) 住宅宿泊管理業に係る登録制度の創設

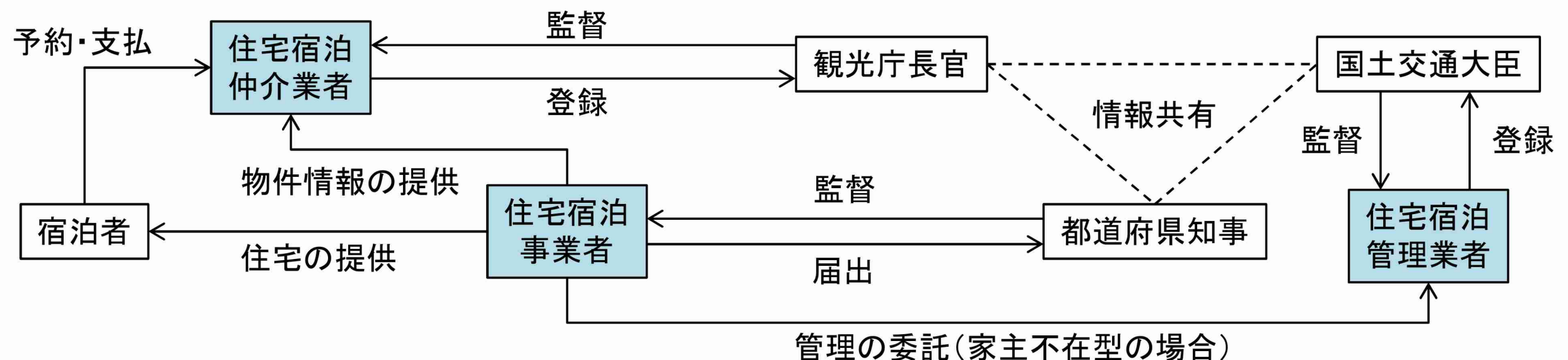
- ① 住宅宿泊管理業※3を営もうとする場合、国土交通大臣の登録が必要
- ② 住宅宿泊事業者への契約内容の説明等と(1)④の措置の代行を義務付け

## (3) 住宅宿泊仲介業に係る登録制度の創設

- ① 住宅宿泊仲介業※4を営もうとする場合、観光庁長官の登録が必要
- ② 宿泊者への契約内容の説明等を義務付け

※1 宿泊料を受けて住宅に人を1年間で180日を越えない範囲で宿泊させる事業  
 ※2 住宅宿泊事業の事務処理を希望する保健所設置市又は特別区においてはその長  
 ※3 家主不在型の住宅宿泊事業に係る住宅の管理を受託する事業  
 ※4 宿泊者と住宅宿泊事業者との間の宿泊契約の締結の仲介をする事業

一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行



注 国土交通省資料等より作成。



## 簡易宿所営業・特区民泊・住宅宿泊事業法(民泊新法)の比較について

	簡易宿所営業	特区民泊(大田区)	住宅宿泊事業法(民泊新法)
旅館業法との関係	適用あり	適用除外	対象外
行政への申告	許可	認定	届出
営業日数上限	無	無	180日※1
宿泊日数制限	無	7日以上※2	無
苦情受付者	事業者	事業者	事業者※3
フロント設置義務	無※4	無	無
居室の床面積	宿泊者1人当たり3.3㎡以上	1居室当たり25㎡以上	無
行政の立入検査	有	有	有
住居専用地域での実施	不可	不可※5	可
宿泊者名簿	要	要	要

※1 条例により、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することが可能。

※2 国家戦略特別区域法施行令では「3日から10日までの範囲内において地方自治体の条例で定める期間以上」と規定。大田区は条例により「7日以上」と規定。

※3 家主不在型の場合には、住宅宿泊管理業者が行う。

※4 条例により、フロント設置を義務付けている地方自治体あり。

※5 条例により、住居専用地域での実施を可能としている地方自治体あり。大田区は条例により住居専用地域での実施は不可。

# 「新しい地方税源と地方税制を考える研究会」における中間論点整理について

- 新しい地方税源及び地方税制について幅広く検討するため、全国知事会地方税財政常任委員会に当研究会を設置
- 魅力あふれる地域づくりのため、地方が新たな行政需要に対応するための財源としての新たな税源について検討

## 《開催経過》

	開催日	議題		開催日	議題
第1回	H28.12.15	・地方税の現状と変遷 ・地方における新たな行政需要 ・海外における税の事例 等	第3回	H29.5.22	・地方税制に関する最近の動向 ・海外における税の事例 ・中間論点整理(案)
第2回	H29.4.14	海外における税の事例や地方における新たな行政需要に関する調査結果の報告、論点の整理等	第4回	H29.6.28	・地方消費税の清算基準の見直し ・中間論点整理(案)



地方税財政常任委員会(6月28日)及び全国知事会議(7月27、28日)における議論を踏まえ、中間論点整理を夏の提言へ反映

## 《中間論点整理の概要》

近年、地方団体において新たに行政需要が生じている又は増加している分野のひとつとして、「観光客増加と更なる観光客誘致への対応」を挙げ、その財源の一部を宿泊行為に対する課税に求める場合の論点として以下を提示

○ 税の種類について
・近年では「観光」という概念が幅広いものとなっていることを踏まえ、一般財源として幅広く活用する普通税として考えてはどうか
・観光客の受入に向けた環境整備等の財政需要の財源を確保するための目的税とすることも考えられるか
・法定税として全国一律に課税することとするか、法定任意税とするかの整理が必要ではないか
・既に一部の地方団体で課税されていること等を踏まえ、準則を示して全国で統一的に導入するなど、法定外税として普及させることも考えられるか
○ 税率について
・定額制か比例税率が考えられるか
・定額制とする場合、宿泊料に対する税率区分をどのように設定するか(ホテル・旅館の格付け等海外の事例も参考になるか)
・比例税率とする場合、高額な宿泊料金を支払う宿泊者に対してより高額な税負担を求める理由をどのように整理するか
・訪日外国人の宿泊者については、国内観光客に比してより高額の税率とするという考え方を採り得るか
○ 税収の配分方法について
・都道府県税として賦課・徴収した上で、その一部を一定の基準に基づき市町村交付金として配分する方法が考えられるか
・国税として国が賦課・徴収し、地方譲与税として一定の基準に基づき都道府県等に譲与するなど地方共同の税財源として位置づけることも考えられるか
○ 納税義務者について
・観光振興の目的税とする場合、ビジネス目的の宿泊者をどのように整理するか
・民泊等の宿泊をどう考えるか

注 全国知事会地方税財政常任委員会「新しい地方税源と地方税制を考える研究会 中間論点整理」(平成29年6月28日)等より作成。

## 全国知事会議「地方税財源の確保・充実等に関する提言」(平成29年7月28日)〈抜粋〉

### Ⅲ 税制抜本改革の推進等

#### 6 新たな地方税源に向けた全国知事会としての取組み

地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめとした地方の増大する役割に対応するため、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、平成28年12月に、全国知事会地方税財政常任委員会に「新しい地方税源と地方税制を考える研究会」(以下「研究会」という。)を設置し、地方税の充実・強化の観点から都道府県税制における基幹税のあり方や、魅力あふれる地域づくりのため、訪日外国人旅行者の大幅な増加等への対応、環境負荷軽減や循環型社会実現に向けた3Rの推進、IT社会の進展を踏まえた取組みなど、地方が新たな行政需要に対応するための財源としての新たな税源について幅広く検討を行い、中間論点整理をとりまとめたところである。

全国知事会においては、この中間論点整理を踏まえ、引き続き新しい地方税源と地方税制について幅広く検討を深めていく。また、研究会においては、近年、地方において新たに行政需要が生じている又は増加していると考えられるものについて検討を加えているが、それらに限らず、地方の行政需要の実態等に即して、新たな税源の創設の可能性について、全国知事会として、幅広く検討することが重要である。

特に、地方への観光客増加と更なる観光客誘致への対応については、地方団体が提供する様々な公共サービスや国内外の観光客の受入れに向けた環境整備等の財政需要に係る財源を確保するため、新たな地方税として宿泊行為に対する課税を法定化することについて、引き続き幅広く検討を深めていく必要がある。また、国においても次世代の観光立国実現に向けて「国の追加的な財源を確保するため、観光先進国を参考に、受益者負担による財源確保を検討」する方針であること等を踏まえ、OECD諸国に例があるように仮に到着・出発時や航空旅行に対して国税を課税する仕組みを構築する際には、その税収の一定割合を地方譲与税として地方団体に配分することなどについても、引き続き幅広く検討を深めていく必要がある。

これらの検討にあたっては、新たな税源の創設に向けて関係者の十分な理解を得るべく、地方における観光資源等の魅力向上が観光客・宿泊客のさらなる増加等につながるといった好循環が図られるよう十分留意する必要がある。